

吹田市遺伝子組換え施設等、病原体等取扱い施設及び放射性同位元素取扱施設に係る
市民の安心安全の確保に関する条例の概要

制 定 平成6年10月7日
最近改定 令和元年12月18日

目的

遺伝子組換え施設等、病原体等取扱施設及び放射性同位元素取扱施設に係る安全管理体制の整備、安全管理に関する情報発信、協定の締結その他必要な事項を定めることにより、市民が安心して生活できる安全な環境を確保すること。

市の責務

事業者の安全管理体制及び情報発信の確認
による環境安全の確保

事業者の責務

安全管理体制の整備、安全管理情報の発信
による環境安全の確保と地域社会との調和

遺伝子組換え施設

- (1種使用等・2種使用等)
- ・カルタヘナ法*1の遵守
(遺伝子組換え実験に応じた拡散防止措置を講じる。)
- ・安全委員会の設置と届出
- ・1種使用等の大臣承認申請書類等の写しの提出
- ・届出
(P3以上は30日前までに)
- ・環境安全協定の締結
- ・年次報告書の提出
- ・環境安全に関する情報発信
- ・標識の設置(2種使用等)
- ・事故時の措置

病原体等取扱施設

- (BSL 2*2以上の病原体等取扱施設)
- ・感染症法、国立感染症研究所の安全管理規程の遵守
- ・安全管理規程の作成と届出
- ・届出
(BSL 3*2以上は30日前までに)
- ・環境安全協定の締結
- ・年次報告書の提出
- ・標識の設置
- ・事故時の措置

放射性同位元素取扱施設

- (表示付(特定)認証機器・放射線発生装置を除く)
- ・放射性同位元素等規制法の遵守
- ・法の申請等の写しの提出
- ・環境安全協定の締結
- ・環境安全に関する情報発信
- ・事故時の措置

環境安全審査会

- ・環境安全について調査審議(随時設置)
- ・学識経験者 8人以内
- ・守秘義務

雑則

- ・報告徴収
- ・立入調査
- ・勧告
- ・公表

*1 「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律」

*2 BSL：国立感染症研究所が定めるバイオセーフティレベル